



中部電力ミライズ

託送供給等約款の変更認可に伴う 特定小売供給約款の変更届出について

中部電力ミライズ株式会社

2024年2月19日

○見直しの背景

- 中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中電PG」）等の託送供給等約款の見直し（2024年1月17日認可）を踏まえ、2024年4月1日より特定小売供給約款の料金単価を見直いたします。

○見直しの概要

- 需要側託送料金の減少影響および発電側託送料金の増加影響を踏まえ、特定小売料金は、基本料金単価の引き上げ、電力量料金単価の引き下げの見直しを実施いたします。

例）従量電灯B

基本料金：+24.14円/10A・月 電力量料金：▲0.13円/kWh（税込）

- 規制部門のお客さまについては、+0.17円/kWh（+0.7%）の値上げとなります。

原価変動額の算定方法および算定結果

- 発電側課金導入に伴う規制部門の原価変動額は、**+152億円**となりました（現行原価+0.17円/kWh）。
- **需要側託送料金の減少分**は、中電PGが公表する需要側託送料金の原価変動単価の変動をそのまま反映しております。
 - ・**固定費**（需要側託送料金の基本料金の見直し影響）：**変動なし**
 - ・**可変費**（需要側託送料金の電力量料金の見直し影響）：**▲349億円**
 （＝中電PG公表の低压平均の変動単価▲0.38円/kWh × 規制部門の織込み需要91,896GWh）
- **発電側託送料金の増加分**は、2014年改定時の電源構成を元に積み上げた全電圧合計の原価変動額を発受電量比、2:1:1比で低压部門に配賦した後、織込みの規制・自由のkW・kWh比率で規制部門に配賦。配賦された原価を規制部門のメニューごとに織込み需要（kW・kWh）で配賦のうえ、各小売料金メニューの基本料金/電力量料金へ反映しております。
 - ・**固定費**（発電側託送料金の基本料金の導入影響）：
+270億円（＝全電圧合計のkW原価変動額：933億円×37.48%（低压部門の2:1:1比）×77.24%（規制部門の契約電力比））
 - ・**可変費**（発電側託送料金の電力量料金の導入影響）：
+231億円（＝全電圧合計のkWh原価変動額：918億円×33.41%（低压部門の発受電量比）×75.27%（規制部門の販売電力量比））

<需要側託送料金の変動額>

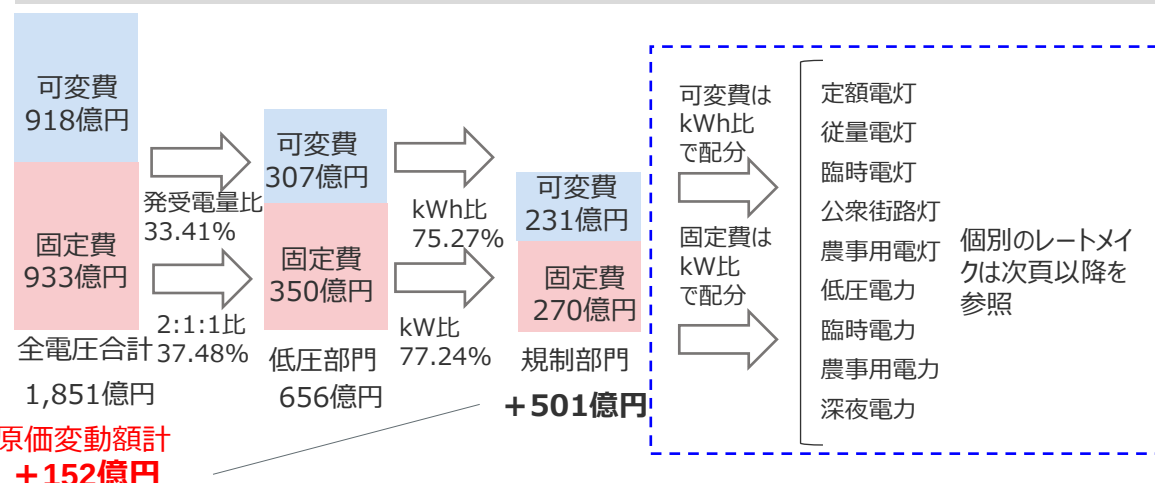
課金先・電圧別1キロワット時あたりの平均単価				
	新 [A]	旧 [B]	増減 [A-B]	増減率 [(A-B)/B]
発電側	0.48	-	+0.48	-
需要側				
低压	9.13	9.51	▲0.38	▲4.0%
高压	3.49	3.91	▲0.42	▲10.7%
特別 高压	1.76	2.07	▲0.31	▲15.0%
計	4.60	4.98	▲0.38	▲7.6%

出典：中部電力パワーグリッド株式会社 2024年1月17日プレスリリース
 （託送供給等約款の変更認可について）

▲0.38円/kWh
 ×
 919億kWh
 =
▲349億円



<発電側託送料金の変動額>



契約種別毎のレートメイクの考え方および現行料金との比較(1/3)

中部電力ミライズ

○原則として、2部料金制（従量電灯等）の電灯契約種別は、以下の2つの変動を反映いたしました。

- ・ 電灯標準接続送電サービスの電力量料金の値下げ単価
- ・ 発電側託送料金導入による卸契約等の固定費および可変費の増加

○発電側託送料金の費用の性質に鑑み、固定費の増分は基本料金、可変費の増分は電力量料金で反映しております。

【従量電灯Bの場合】

< 1月あたりのモデル料金（税込） >

現行 (円)	変更後 (円)	差	
		金額(円)	単価
7,291	7,329	+ 38.00 〔 DC : + 72.42 EC : ▲ 33.80 〕	+ 0.15円/kWh 〔 DC : + 24.14円/10A EC : ▲ 0.13円/kWh 〕

※ ご家庭の平均モデル（30A、使用量260kWh/月、口座振替初回引落とし割引後）の場合といたします。

※ 再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※ 燃料費調整単価は2024年3月分の場合といたします（国の激変緩和措置▲910円を含みます）。

※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

< 料金単価（税込） >

		小売料金		
		現行	変更後	差 (①+②)
基本料金（円/10A）		297.00	321.14	+ 24.14
電力量料金 （円/kWh）	1段階 （～120kWh）	21.33	21.20	▲ 0.13
	2段階 （～300kWh）	25.80	25.67	▲ 0.13
	3段階 （300kWh超）	28.75	28.62	▲ 0.13

< 小売料金変動額の内訳 >

需要側託送料金			発電側託送料金		
現行	変更後	差 ①	現行	変更後	差 ②
137.50	137.50	+0.00	-	24.14	+ 24.14
8.38	7.91	▲ 0.47	-	0.34	+ 0.34

契約種別毎のレートメイクの考え方および現行料金との比較(2/3)

中部電力ミライズ

○原則として、2部料金制（低圧電力等）の動力契約種別は、以下の2つの変動を反映いたしました。

- ・ 動力標準接続送電サービスの電力量料金の値下げ単価
- ・ 発電側託送料金導入による卸契約等の固定費および可変費の増加

○発電側託送料金の費用の性質に鑑み、固定費の増分は基本料金、可変費の増分は電力量料金で反映しております。

【低圧電力の場合】

< 1月あたりのモデル料金（税込） >

現行 (円)	変更後 (円)	差	
		金額(円)	単価
17,772	17,832	+60.00 〔 DC + 193.12 EC : ▲132.50 〕	+0.11円/kWh 〔 DC : +25.41円/kW EC : ▲0.25円/kWh 〕

※ 契約電力8kW、使用量(その他季)530kWh/月、力率90%の場合といたします。

※ 再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※ 燃料費調整単価は2024年3月分の場合といたします（国の激変緩和措置▲1,855円を含みます）。

※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

< 料金単価（税込） >

		小売料金		
		現行	変更後	差 ① + ②
基本料金（円/kW）		1,178.74	1,204.15	+25.41
電力量料金 （円/kWh）	夏季	17.09	16.84	▲0.25
	その他季	15.54	15.29	▲0.25

需要側託送料金			発電側託送料金		
現行	変更後	差 ①	現行	変更後	差 ②
412.50	412.50	±0.00	-	25.41	+25.41
6.68	6.07	▲0.61	-	0.36	+0.36

2014年5月認可料金における想定料金収入算定の前提である低圧電力のDC料金適用率※0.95に基づき、基本料金の値上げ単価を算定いたしました（+24.14円/kW[発電側託送料金の基本料金の導入影響単価]÷0.95 = +25.41円/kW）。

※ DC料金適用率 = 実績基本料金 ÷ 理論基本料金

契約種別毎のレートメイクの考え方および現行料金との比較(3/3)

中部電力ミライズ

○原則として、2部料金制（従量電灯等）の電灯契約種別の最低料金等は、電灯標準接続送電サービスの電力量料金 8 kWh分の値下げ単価および発電側託送料金の基本料金 5 Aおよび電力量料金 8 kWh分の値上げ単価を反映いたしました。

【従量電灯A（最低料金制）の場合】＜料金単価（税込）＞

	小売料金		
	現行	変更後	差 ① + ②
最低料金（円）	266.06	277.09	+11.03
基本料金（円/5A）	-	-	-
電力量料金（円/kWh）	-	-	-

※ 従量電灯A最低料金は契約電流は5Aとし、1契約につき最初の8キロワット時までといたします。

需要側託送料金			発電側託送料金		
現行	変更後	差 ①	現行	変更後	差 ②
-	-	-	-	-	-
68.75	68.75	±0.00	-	12.07	+12.07
8.38	7.91	▲0.47	-	+0.34	+0.34

需要側：▲0.47円/kWh×8kWh = ▲3.76円

発電側：12.07円/5A + 0.34円/kWh×8kWh = 14.79円

○定額制の契約種別（定額電灯等）は、電灯定額接続送電サービスの電灯料金および小型機器料金の値下げ単価、発電側託送料金による値上げ単価（電促税法上のみなしkWhで算定）を反映いたしました。

【定額電灯の場合】＜料金単価（税込）＞

		小売料金		
		現行	変更後	差 ③ + ④
需要家料金（円/1契約）		55.00	55.00	-
電灯料金 （円/1灯）	10Wまで	91.99	92.18	+0.19
	20Wまで	144.38	144.76	+0.38
	40Wまで	249.16	249.92	+0.76
	60Wまで	353.94	355.08	+1.14
	100Wまで	563.50	565.40	+1.90

需要側託送料金			発電側託送料金		
現行	変更後	差 ③	現行	変更後	差 ④
-	-	-	-	-	-
39.49	37.91	▲1.58	-	1.77	+1.77
78.97	75.80	▲3.17	-	3.55	+3.55
157.94	151.61	▲6.33	-	7.09	+7.09
236.91	227.41	▲9.50	-	10.64	+10.64
394.85	379.03	▲15.82	-	17.72	+17.72

供給条件の変更内容について

- 特定小売供給約款の届出にあたっての電気事業法の根拠条文を見直いたします。
- 特定小売供給約款の実施期日を見直いたします。
- 2023年度の特定小売供給約款の届出時に、契約期間の終期を料金適用開始の日が属する年度の末日と設定したことに伴う切替措置について、適用が終了したため削除いたします。

<参考 特定小売供給約款 新旧比較表>

2023年4月1日実施	2024年4月1日実施
I 総 則	I 総 則
2 供給約款の届出および変更 (1)この供給約款は、電気事業法附則第18条第4項の規定および電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。	2 供給約款の届出および変更 (1)この供給約款は、電気事業法附則第18条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
附 則	附 則
1 実 施 期 日 この供給約款は、 <u>2023年4月1日</u> から実施いたします。	1 実 施 期 日 この供給約款は、 <u>2024年4月1日</u> から実施いたします。
10 この供給約款の実施にともなう切替措置 <u>(1)</u> この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、26（料金の算定）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 <u>(2)</u> この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力の場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。	10 この供給約款の実施にともなう切替措置 この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、26（料金の算定）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。 <u>(削除)</u>

お客さま周知の状況

- 当社は特設ホームページを開設し、2024年4月実施の電気料金の見直し内容について広く周知しております。
- また、検針票裏面にて、今回の変更概要についてご説明するとともに、特設ホームページをQRコードにて案内しております。

＜特設ホームページイメージ＞

<https://miraiz.chuden.co.jp/revision2024/>

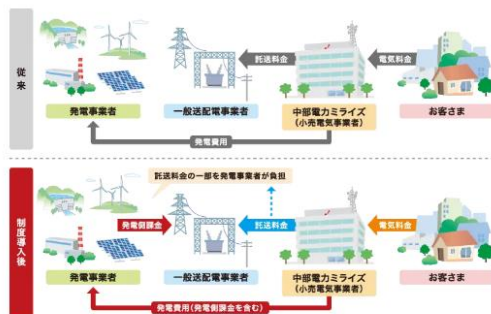
2024年4月 低圧電気料金およびその他の供給条件の見直しについて

発電側課金制度の導入およびレベニューキャップ制度における期中調整に伴う低圧電気料金 の見直し

当社は、中部電力パワーグリッド株式会社による発電側課金制度の導入やレベニューキャップ制度における期中調整に伴う低圧料金の見直しなどを踏まえて、2024年4月1日から電気料金単価の見直しを実施いたします。

1. 発電側課金制度の導入

発電側課金制度とは、一般送配電事業者が再生可能エネルギー導入拡大などに向けた電力系統の維持・拡充を効率的かつ確実におこなう観点から、これまで小売電気事業者が負担していた送配電料の一部を発電事業者が負担する制度で、中部電力パワーグリッド株式会社などが2024年4月1日より導入いたします。当社は、本制度の導入に伴う託送供給等約款の見直しを踏まえて、電気料金単価の見直しを実施いたします。



2. レベニューキャップ制度の期中調整

レベニューキャップ制度とは、一般送配電事業者が送配電設備の維持管理や再生可能エネルギーの拡充に向けた設備投資を計画的かつ効率的に実行することを目的とした託送料金制度で、中部電力パワーグリッド株式会社が2023年4月に導入しております。現在の託送料金は2023年4月から5年の事業計画に基づき設定されておりますが、事業計画の期中調整により2024年4月に託送料金が見直されることから、電気料金単価にその見直し内容を反映いたします。

＜検針票裏面イメージ＞

電気料金の見直し等について

当社は、中部電力パワーグリッド株式会社等による託送供給等約款の変更を踏まえて、2024年4月1日から、低圧のすべての料金メニューについて、電気料金単価（基本料金単価および電力量料金単価）の見直し等を実施いたします。詳細につきましては、当社HPをご確認ください。



中部電力ミライズホームページ <https://miraiz.chuden.co.jp/>

特定小売供給約款の料金単価一覧（1/4）

契約種別		区 分		単 位	料金単価（税込）		単価差
					2024年 3月31日まで	2024年 4月1日から	
定額電灯	需要家料金			1月1契約につき	55.00	55.00	0.00
	電灯料金	10Wまで		1月1灯につき	91.99	92.18	0.19
		10Wをこえ20Wまで		〃	144.38	144.76	0.38
		20Wをこえ40Wまで		〃	249.16	249.92	0.76
		40Wをこえ60Wまで		〃	353.94	355.08	1.14
		60Wをこえ100Wまで		〃	563.50	565.40	1.90
		100Wをこえる100Wまでごとに		〃	563.50	565.40	1.90
	小型機器料金	50VAまで		1月1機器につき	240.81	241.37	0.56
		50VAをこえ100VAまで		〃	400.22	401.34	1.12
		100VAをこえる100VAまでごとに		〃	400.22	401.34	1.12
	[附則]	20VAまでのラジオ		1月1台につき	111.25	108.64	▲ 2.61
		20VAをこえ30VAまでのラジオ		〃	154.07	152.51	▲ 1.56
従量電灯	A	最低料金（最初の8 kWhまで）		1月1契約につき	266.06	277.09	11.03
		電力量料金（8 kWhをこえる）		1 kWhにつき	21.33	21.20	▲ 0.13
	B	基本料金	10 A	1月につき	297.00	321.14	24.14
			15 A	〃	445.50	481.71	36.21
			20 A	〃	594.00	642.28	48.28
			30 A	〃	891.00	963.42	72.42
			40 A	〃	1,188.00	1,284.56	96.56
			50 A	〃	1,485.00	1,605.70	120.70
			60 A	〃	1,782.00	1,926.84	144.84
		電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	21.33	21.20	▲ 0.13
			120kWhをこえ300kWhまで	〃	25.80	25.67	▲ 0.13
			300kWhをこえる	〃	28.75	28.62	▲ 0.13
		最低月額料金		1月1契約につき	266.06	277.09	11.03
	C	基本料金		1月1kVAにつき	297.00	321.14	24.14
		電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	21.33	21.20	▲ 0.13
			120kWhをこえ300kWhまで	〃	25.80	25.67	▲ 0.13
			300kWhをこえる	〃	28.75	28.62	▲ 0.13

※ 上記料金単価には、燃料費調整単価等を含んでおりません。

特定小売供給約款の料金単価一覧（2/4）

契約種別		区 分		単 位	料金単価（税込）		単価差
					2024年 3月31日まで	2024年 4月1日から	
臨時電灯	A	50VAまでの場合		1 日につき	8.31	8.40	0.09
		50VAをこえ100VAまでの場合		〃	16.60	16.77	0.17
		100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに		〃	16.60	16.77	0.17
		500VAをこえ 1 kVAまでの場合		〃	165.99	167.69	1.70
		1 kVAをこえ 3 kVAまでの場合 1 kVAまでごとに		〃	165.99	167.69	1.70
	B	基本料金	40 A	1 月につき	1,302.40	1,398.96	96.56
			50 A	〃	1,628.00	1,748.70	120.70
			60 A	〃	1,953.60	2,098.44	144.84
	C	電力量料金		1 kWhにつき	31.63	31.45	▲ 0.18
		基本料金		1 月 1 kVAにつき	325.60	349.74	24.14
		電力量料金		1 kWhにつき	31.63	31.45	▲ 0.18
公衆街路灯	A	需要家料金		1 月 1 契約につき	49.50	49.50	0.00
		電灯料金	10Wまで	1 月 1 灯につき	85.94	86.13	0.19
			10Wをこえ20Wまで	〃	135.58	135.96	0.38
			20Wをこえ40Wまで	〃	234.86	235.62	0.76
			40Wをこえ60Wまで	〃	334.14	335.28	1.14
			60Wをこえ100Wまで	〃	532.70	534.60	1.90
			100Wをこえる100Wまでごとに	〃	532.70	534.60	1.90
		小型機器料金	50VAまで	1 月 1 機器につき	222.11	222.67	0.56
			50VAをこえ100VAまで	〃	370.52	371.64	1.12
			100VAをこえる100VAまでごとに	〃	370.52	371.64	1.12
	B	基本料金		1 月 1 kVAにつき	269.50	293.64	24.14
		電力量料金		1 kWhにつき	20.29	20.16	▲ 0.13
		最低月額料金		1 月 1 契約につき	248.46	259.49	11.03
	[附則]	最低料金（最初の 8 kWhまで）		〃	248.46	259.49	11.03
		電力量料金（8 kWhをこえる）		1 kWhにつき	20.29	20.16	▲ 0.13
農 電 灯 用	[附則]			—	従量電灯の該当料金の 10%割増し		—

※ 上記料金単価には、燃料費調整単価等を含んでおりません。

特定小売供給約款の料金単価一覧（3/4）

契約種別	区 分		単 位	料金単価 (税込)		単価差	
				2024年 3月31日まで	2024年 4月1日から		
低圧電力	基本料金		1 月 1 kWにつき	1,178.74	1,204.15	25.41	
	電力量料金	夏季	1 kWhにつき	17.09	16.84	▲ 0.25	
		その他季	〃	15.54	15.29	▲ 0.25	
臨時電力	定額制供給		1 kW 1 日につき	240.24	240.01	▲ 0.23	
	従量制供給		－	低圧電力の該当料金の 20%割増し		－	
農事用電力	A	基本料金		1 月 1 kWにつき	584.74	610.15	25.41
		電力量料金	夏季	1 kWhにつき	12.25	12.00	▲ 0.25
			その他季	〃	11.14	10.89	▲ 0.25
	B	定額制供給		1 kWにつき	6,682.11	6,708.87	26.76
		30日をこえる 1 日につき		〃	222.73	223.62	0.89
		従量制供給		－	低圧電力の該当料金の 10%割増し		－
	〔附則〕	0.5kW	毎年最初の30日まで	1 契約につき	4,114.21	4,117.93	3.72
			30日をこえる 1 日につき	〃	26.03	26.15	0.12
		1kW	毎年最初の30日まで	〃	5,924.69	5,932.12	7.43
			30日をこえる 1 日につき	〃	40.19	40.44	0.25
		2kW	毎年最初の30日まで	〃	9,250.08	9,264.94	14.86
			30日をこえる 1 日につき	〃	86.87	87.37	0.50
		3kW	毎年最初の30日まで	〃	12,616.17	12,638.46	22.29
			30日をこえる 1 日につき	〃	134.54	135.28	0.74
3 kWをこえ 1 kW増すごとに	毎年最初の30日まで	〃	1,980.09	1,987.52	7.43		
	30日をこえる 1 日につき	〃	52.07	52.32	0.25		
深夜電力	〔附則〕	8 時間供給	基本料金	1 月 1 kWにつき	187.00	211.14	24.14
			電力量料金	1 kWhにつき	13.82	13.71	▲ 0.11
		10時間供給	基本料金	1 月 1 kWにつき	220.00	244.14	24.14
			電力量料金	1 kWhにつき	14.20	14.09	▲ 0.11

※ 上記料金単価には、燃料費調整単価等を含んでおりません。

※ 夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

その他季：毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

特定小売供給約款の料金単価一覧（4/4）

契約種別		区 分	単 位	料金単価（税込）		単価差
				2024年 3月31日まで	2024年 4月1日から	
と初口座 し回引振 引落替	[附則]	初回引落とし割引額	1月1契約につき	55.00	55.00	－